

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
1	スポーツゾーン	5	第2	1	(3)			弓道場（近的）について、整備対象が○になっていますが実施者は市となっています。既設解体は本件DB事業に含まれるが、新設工事は本件事業に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業の枠組み	5	第2	1	(3)			事業者で行う解体工事対象施設における資料はどんなものがありますでしょうか。また、その資料提供はしていただけますでしょうか。	付属資料6 現況施設一覧及び施設図面を提供しています。資料の提供については、実施方針「第3 3（1）」の手続きをご参照ください。
3	設計に係る業務	6	第2	1	(4)	ア		モニタリング業務に関し、本件はPFI事業ではなくDB事業なので、通常の貴市の設計施工契約で実施する工事報告業務の内容と同様になると考えてよろしいでしょうか。	本事業は性能発注となるため、事業者による施設内容やサービス水準が要求水準及び事業者の提案内容を充足していることを自ら確認いただくことを想定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
4	建設に係る業務	6	第2	1	(4)	イ		備品等調達及び設置業務に関し、現時点で可能な内容を開示頂けませんでしょうか。本件はPFI事業ではなくDB事業なので、所謂、建物を逆さにして落ちてくる物品類等は整備内容に含まれず、通常の貴市の設計施工契約で実施する備え付け工事を伴うものに限られるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表予定の付属資料 什器・備品リストにおいて、本事業における備品等調達及び設置業務の対象をお示しします。
5	事業方式	7	第2	1	(6)			「（6）事業方式」について、対象施設の全てを完工後に引き渡しとありますが、工区分け等により部分的に引き渡し、先行使用される可能性はありますか。	実施方針「第1 1（5）事業期間」に記載のとおり、一部の施設は、事業期間内の指定する期日に引き渡しを求める場合があります。具体的な対象施設・時期については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。
6	事業の実施状況の監視（モニタリング）	7	第2	1	(8)			「事業者の経営管理の状況」とありますが、本内容は事業者提案としてSPCを設立しない場合には該当しない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
7	事業の実施状況の監視（モニタリング）	7	第2	1	(8)			「事業者に対して、改善勧告、支払いの減額、～を講ずる」とありますが、要求水準等を達成していない場合は要求水準を満たすようにすることが前提となるため、モニタリングによる支払いの減額はない（施設引渡前の事業契約解除においても出来形分については支払われる）との理解でよろしいでしょうか。	本事業の業務の履行状況に対して、基本的に減額措置は求めない予定ですが、事業者は契約不適合責任を免れるものではありません。また、施設引渡前の契約解除については、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
8	募集及び選定に係る想定スケジュール	10	第3	2				⑭落札者の決定及び公表が令和7年2月、⑮基本協定の締結が同じく令和7年2月となっていますが、落札者決定から基本協定締結までには、適正な期間（1か月程度）が確保されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者の決定から基本協定の締結までの期間は、市として適切と考えられる期間を設定しています。
9	入札公告（入札説明書等の公表）	12	第3	3	(3)			入札公告において予定価格は公表されるのでしょうか。公表される場合、業務別の内訳等、どのような形で公表されるのでしょうか。	入札公告時に予定価格として総額をお示しする予定です。
10	入札提出書類（提案書）の提出	12	第3	3	(7)			入札提案書類の提出後、プレゼンテーション（ヒアリング）等は実施しますでしょうか。	提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施する予定です。ただし、詳細については未定です。
11	落札者の決定及び公表	10	第3	2	(8)			ヒアリングは想定されておりますでしょうか。想定されている場合、決定されている内容があればご教示ください。	No.10 をご参照ください。
12	基本協定の締結	12	第3	3	(9)			落札者の決定後に締結する基本協定ですが、どのような内容となるのでしょうか。	事業契約の締結に向けた準備行為等を定めるものです。詳細は、入札公告時にお示しします。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
13	仮契約の締結・事業契約の締結	13	第3	3	(10)			締結する事業契約（仮契約）は、事業方式より設計・施工・（監理）契約との認識でよろしいでしょうか。事業契約約款は、神戸市様が通常使用されている設計・施工・監理契約約款の内容が踏襲されるものとの認識でよろしいでしょうか。もし、事業契約とすることにより、現段階で通常神戸市様が使用されている設計・施工・監理契約約款の内容には含まれていない責務を請負者（事業者）に負担させる予定であれば、その内容をご教示願います。	事業契約は設計・施工・工事監理について市と事業者の間で締結する契約になります。契約書の内容については、市の委託業務契約約款及び工事請負契約約款を基に、リスク分担表を踏まえ、作成します。詳細は、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
14	仮契約の締結・事業契約の締結	13	第3	3	(10)			2社以上の企業にて参加した場合、事業契約の契約当事者は、誰を想定しているのでしょうか。	本事業は、応募グループにより構成される共同企業体若しくは応募グループにより設立される特別目的会社を対象として、市との契約を締結します。
15	入札参加者の構成等	14	第4	1	(2)			長期間のプロジェクトであり、整備内容も多岐にわたるため、当該施工期間中の主たる工事内容に応じて、代表企業が交代することは可能でしょうか。	代表企業には、事業期間を通して、本事業全体のマネジメントを求めるため、事業期間中の代表企業の変更は原則として認めません。
16	入札参加者の構成等	14	第4	1	(2)			SPCを組成せず、複数の企業により応募グループを構成する場合、例えば①単一の設計・工事監理企業（若しくは設計・工事監理JV）、および②単一の建設企業（もしくは建設JV）の各々が市との契約相手先となるのでしょうか。	本事業は、応募グループにより構成される共同企業体若しくは応募グループにより設立される特別目的会社を対象として、市との契約を締結します。いずれの場合も共同企業体若しくは特別目的会社と市との二者契約を想定しており、各業務実施者と市との複数者間での契約は認めません。
17	入札参加者の構成等	14	第1	1	(2)			本件入札において、特別目的会社（SPC）を設立した場合、資格審査又は提案審査で高く評価頂けるものでしょうか。また、本事業における業務がすべて完了した場合、特別目的会社（SPC）は解散することは可能でしょうか。	前段について、評価項目や配点等は、入札公告時に落札者決定基準をお示しします。後段について、事業者が特別目的会社を設立する場合には、事業契約終了後に当該会社の解散を認めます。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
18	入札参加者の構成等	14	第4	1	(2)			SPCを組成する場合、出資者が1社でも問題ないでしょうか。また、SPCはすべての引き渡しを終了するまでは解散することは出来ないと理解すればよろしいでしょうか。	前段については、SPCの出資者が一者でも問題ありません。後段については、No. 17をご参照ください。
19	入札参加者の構成等	14	第4	1	(2)			SPCを組成した場合のSPCの維持費用は予定価格に含まれているのでしょうか。	参加者の構成は、事業者の提案としており、特別目的会社の組成は必須としていません。特別目的会社を組成する場合には、特別目的会社の維持費用も提案金額にお見込みください。
20	入札参加者の構成等	14	第4	1	(2)			「1 入札参加者の構成等」について、設計事務所と建設会社でチーム応募する場合、代表となる請負企業（建設会社）の下請けとせず、直接貴市と契約することは可能でしょうか。	本事業は、応募グループにより構成される共同企業体若しくは応募グループにより設立される特別目的会社を対象として、市との契約を締結します。いずれの場合も共同企業体若しくは特別目的会社と市との二者契約を想定しており、各業務実施者と市との複数者間での契約は認めません。
21	入札参加者の構成等	14	第1	1	(1)			共同企業体を構成する場合、「設計業務に当たる者」、「建設業務に当たる者」及び「工事監理業務に当たる者」で一つの共同企業体を構成することは可能でしょうか。	「設計業務に当たる者」、「建設業務に当たる者」、「工事監理業務に当たる者」の三者で共同企業体を構成することは可能です。なお、「建設業務に当たる者」と「工事監理業務に当たる者」については、同一の者、又は資本面ならびに人事面で関係のある者が兼ねることは不可としています。
22	入札参加者の構成等	14	第4	1	(1)			「代表企業」を定めとありますが、代表企業は、設計企業、工事監理企業又は建設・土木企業のどの企業でも問題ありませんでしょうか。また、代表企業のみでの参画は可能でしょうか。	前段について、代表企業を務める企業について、実施方針に定める事業者の業務を実施する企業であれば、業務種別を問いません。後段について、本事業は建設業務と工事監理業務について、同一の者、又は資本面ならびに人事面で関係のある者が兼ねることは不可としていますので、代表企業のみでの参画は認めません。なお、代表企業を二者以上で分担することも認めません。
23	建築設計に当たる者	16	第4	2	(2)	ア	③	駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していることとありますが、官庁及び民間のどちらでも問題ないでしょうか。	屋外体育施設及び立体駐車場の設計・施工実績については、官庁及び民間の別を問いません。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
24	建築設計に当たる者	16	第4	2	(2)	ア	④	「屋外体育施設」の定義についてご教示をお願いします。例えば、「観客席全てに屋根が掛かっており、競技フィールド全面や一部が雨天時に降雨に晒される施設」は該当するものと考えて宜しいでしょうか。	本事業においては、「屋外のフィールドやトラック等を使用して、各種の運動競技を行う施設」とします。なお、ご質問の施設は屋外体育施設に該当します。
25	土木設計に当たる者	16	第4	2	(2)	イ	②	「対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。」とありますが、対象工種に該当する部門とは「造園部門」、「都市計画及び地方計画部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「道路部門」及び「施工計画、施工設備及び積算部門」をいうものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の部門については、該当するものと考えます。
26	土木設計に当たる者	16	第4	2	(2)	イ		SPCで応募する場合、土木設計に当たるすべての構成員、協力企業が①及び②を満たさなければならないという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
27	土木設計に当たる者	16	第4	2	(2)	イ		共同企業体で応募する場合、土木設計に当たる参加構成企業すべてのものが①及び②を満たさなければならないという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
28	建設業務に当たる者	17	第4	2	(3)		④	本項における「建築工事」と「その他工事」の各々の整備施設や施工範囲をお示し頂けますでしょうか。配置技術者の資格要件設定の趣旨は、「建築工事」または「その他工事」の実施期間中に当該整備施設や施工範囲に応じた資格者を配置するという意との理解でよろしいでしょうか。	前段について、「建築工事」の範囲は以下のとおりとし、「その他工事」は建築工事以外を指すものとします。 ●建築工事 ・メインゲート・北ゲート ・スタジアム ・登山研修所 ・立体駐車場  後段については、ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
29	建設業務に当たる者	17	第4	2	(3)		④	長期間のプロジェクトであり、整備内容も多岐にわたるため、当該施工期間中の工事内容に応じて、専任する監理技術者が交代することは可能でしょうか。	実施方針「第4 2 (3) ④」を満たした上で、工事の継続性、品質確保等に支障がないと市が判断した場合は、監理技術者の交代を認めます。
30	建設業務に当たる者	17	第4	2	(3)		④	建築工事実施期間中、入札参加表明書記載の監理技術者を配置するよう努めますが、万が一人員の変更を行う場合は過去3か月以上の恒常的な雇用関係ある監理技術者を事前に貴市に申請すれば変更可能でしょうか。	実施方針「第4 2 (3) ④」を満たした上で、工事の継続性、品質確保等に支障がないと市が判断した場合は、監理技術者の交代を認めます。
31	建設業務に当たる者	17	第4	2	(3)		⑦	元請け、下請けを問わずとありますが、下請けの場合は施工内容や範囲が部分的となりますので、都市公園施行令に規定される公園の整備に部分的にでも関与していれば実績として認められると理解してよろしいでしょうか。	公園全体の整備に関与した実績が望ましいですが、部分的な整備の実績でも可とします。
32	土木部分の工事監理に当たる者	18	第4	2	(4)	イ	②	「対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。」とありますが、対象工種に該当する部門とは「造園部門」、「都市計画及び地方計画部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「道路部門」及び「施工計画、施工設備及び積算部門」をいうものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の部門については、該当するものと考えます。
33	参加資格の喪失	19	第4	4			①	「当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、～」とありますが、代表企業が入札参加資格を欠いた場合でも、入札参加資格を有する企業を補充し、市が認めた場合は、入札に参加できる、との理解でよろしいでしょうか。また、以下②～④の場合においても同様との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
34	参加資格の喪失	19	第4	4			② ③ ④	「入札参加資格の確認（SPCを設立する場合には、設立予定のSPCの事業能力を含む）」とありますが、SPCは落札者により本事業の遂行を目的として設立されるため、事業契約締結までの期間においては、SPCの事業能力の確認は、SPCの構成員及び協力企業の入札参加資格要件により確認されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	契約保証金	20	第5	2	(2)			履行保証保険の契約者が建設企業である場合には、履行保証保険の保険料を建設費に含めることができる、との理解でよろしいでしょうか。	保険料を含めた金額を建設費としてご提案いただくことは構いません。事業費の支払方法については、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
36	不可抗力リスク	23	別1				※1	※1について、事業契約書(案)で提示されると存じますが、事業者の負担は、神戸市様の工事請負契約書約款第28条4項のとおり受注者負担(対象工事費の1/100)との認識でよろしいでしょうか。	現時点では、ご認識のとおりとする予定です。詳細は、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
37	不可抗力リスク	23	別1				※1	※1について、法令変更等は不可抗力に含んでいませんが、法令変更等による請負金・工期の変更は神戸市様の負担との認識でよろしいでしょうか。また、生じた損害・増加費用の一部が事業者負担となっていますが、負担割合は、神戸市様の工事請負契約約款と同じとの認識（1/100負担を超える額が神戸市様の負担）でよろしいでしょうか。	法令変更等については、制度関連リスクの法制度リスクをご参照ください。なお、詳細については、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
38	住民対応リスク	23	別1					本件事業化にあたっての住民反対運動の経緯から、事業者が行う調査、設計、工事等に関し、一般的な近隣住民対応を超える対応を求められたり、これに起因して工事工程やコストに影響が生じる可能性が危惧されます。事業者が善管注意義務を果たしたうえで生じる住民対応リスクのは貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対応方法等については市と協議を行ってください。

実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
39	環境保全リスク	23	別1					前項同様、事業者が行う業務に起因する騒音、振動、地盤沈下～（省略）～電波障害等に関するものでも、事業者が善管注意義務を果たしたうえで、近隣住民から過度な対応を求められたこと等により生じた工事工程やコストへの影響は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対応方法等については市と協議を行ってください。
40	住民対応リスク	23	別1					事業者負担として、事業者が行う業務に関するもの。調査、設計、工事等となっていますが、事業者が法令を遵守し、善管注意義務を果たしていてもなお住民からのクレーム等が発生した場合は、神戸市様が負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対応方法等については市と協議を行ってください。
41	環境保全リスク	23	別1					事業者負担として、業務に起因する騒音、振動、地盤沈下等となっていますが、事業者（設計・施工・監理）が善管注意義務を果たしていてもなお発生した場合は、神戸市様に負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	発生した事象・状況により個別に判断しますが、基本的にはご理解のとおりです。
42	物価変動リスク	23	別1					本事業は事業契約から業務完了まで長期間にわたる為、物価上昇することが十分想定されますが、リスク分担については事業契約書（案）にて明確にご提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	物価変動による改定については、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
43	環境保全リスク	23	別1					リスク分担に関する別表について「■共通リスク」「社会リスク」「環境保全リスク」において「『事業者が行う業務に起因する』『地盤沈下、地下水の断絶』『電波障害』」は事業者負担とあります。これらは、設計業務（調査業務）を進めていく上で露見する可能性があるものであり、その対策の費用は協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	入札前に市が公表している資料から合理的に推測できるものは、事業者のリスクとします。上記以外については、当該リスクの内容・状況を踏まえて協議とします。
44	物価変動リスク	24	別1				※2	※2について、事業契約書（案）で提示されるかと存じますが、事業者の負担は、公共工事標準請負契約約款のスライド条項に規定される受注者負担（対象工事費の1.0%～1.5%）と同程度との認識でよろしいでしょうか。	現時点では、ご認識のとおりとする予定です。詳細は、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。



実施方針に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
45	物価変動リスク	24	別1				※2	事業契約書（案）を提示いただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
46	設計変更リスク 要求水準未達リスク	24	別1					今後の対話や発注者・受注者間の協議を経て、発注者了承のもと、当初の要求水準から変更されたものは事業者負担の対象外との認識でよろしいでしょうか。	契約締結後に要求水準の変更（事業者の提案の変更を含む）を行う場合には、市の責めに帰すべき事由による変更であれば市が、事業者の責めに帰すべき事由による場合には事業者の負担とします。詳細は、入札公告時に公表予定の事業契約書（案）をご参照ください。
47	工期遅延・未完工リスク	25	別1					貴市の提示条件、指示・判断の不備、要求起因外であっても、住民反対運動や動物保全等、本事業の特性に起因した影響で且つ事業者が善管注意義務を果たしても防ぐことの出来ない工期遅延・未完リスクについては貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対応方法等については市と協議を行ってください。
48	工事費増大リスク	25	別1					貴市の提示条件、指示・判断の不備、要求起因外であっても、住民反対運動や動物保全等、本事業の特性に起因した影響で且つ事業者が善管注意義務を果たしても防ぐことの出来ない工事費増大リスクについては貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対応方法等については市と協議を行ってください。
49	動物への影響等リスク	25	別1					貴市との協議により、動物への配慮を目的として当初の施工計画を変更した場合に生じる工事工程やコストへの影響に関しては貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 47及びNo. 48をご参照ください。
50	実施方針							事業費の予定価格は公告時に表明されるものと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に予定価格として総額をお示しする予定です。

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
51	本書の位置づけ	3	第1	1				付属資料として、対象外工事(他業者)の仮設動線(進入路)・仮設バリエード・仮排水・防災対策・園路者動線に関して、発注計画時の再整備事業全体のステップ工程をご提示願います。	施工計画に関連する内容については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照の上、全体の供用開始目途とする時期に基づき、地域の安全性などに配慮の上、効率が良いと考えられるプランをご提案いただきたいと思います。また、必要となる仮設対応の項目についても積算をお願いします。
52	本事業の方針	5	第1	2	(3)			本事業は別途、動物園及び大学が整備される事業のため、一体感のある整備に向けて動物園や大学との密な調整が必要になると考えていますが、動物園や大学との調整は各事業者間で行うのでしょうか。もしくは貴市を通じて調整を行うのでしょうか。	本市が主体となって調整にあたりますが、効率面や専門性、現場レベルでの様々な調整等は、直接各事業者間で行っていただく場合もあります。
53	本事業の方針	5	第1	2	(3)			本事業は別途、動物園及び大学が整備される事業のため、一体感のある整備が必要になると考えていますが、大学や動物園の最新の計画概要等は公告時に開示されるのでしょうか。	入札公告時にお示しできる資料としては、以下をご参照ください。 ・王子公園再整備基本計画【全体編】【王子動物園編】 ・関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要
54	敷地条件 立体駐車場	6 15	第2	1 1	(1) (4)		イ	用途地域が第2種住居地域のため用途制限により4層5段と3層4階の駐車場建設は不可ですが、地区計画にて制限解除または用途地域の変更をかけるのでしょうか。	「王子公園地区地区計画」により用途制限を緩和しています。地区計画の詳細については市ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/district/r00091.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/district/r00091.html</a>
55	敷地のインフラ 状況	8	第2	1	(2)			敷地のインフラ状況(付属資料5「インフラ整備状況」)に於いて、これまでに園内で浸水など(排水能力不足)などの発生状況をご提示願います。	現時点で整備範囲の浸水などの事例は確認されていません。 なお、土砂災害・水害に関する区域等の情報は、土砂災害・水害ハザードマップをご参照ください。
56	共通事項	9	第2	1	(4)		ア	公園全体の高さ設定について、条件があれば具体にお示し頂けないでしょうか。	高さ設定については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
57	動物園ゾーン	9	第2	1	(4)	ア	動物園ゾーンのメインゲート、北ゲートが本事業範囲に含まれておりますが、設計する上で動物園側の計画内容（特にゲートの周囲）をご提示いただけますでしょうか。	動物園内の整備内容については、現在検討中となっております。「王子公園再整備基本計画（全体編／動物園編）」を参照の上、計画してください。また、メインゲート、北ゲートについては、入札公告時に公表予定の付属資料 王子動物園の配置・動線イメージをご参照ください。	
58	共通事項	9	第2	1	(4)	ア	各建物における面積等の諸元及び各整備エリアの敷地面積は入札公告時に提示予定となっている付属資料11で示されるという理解で宜しいでしょうか。	各建物における面積等の諸元については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。各整備エリアの敷地面積については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照の上、事業者からの提案を受け市と協議の上調整します。	
59	メインゲート	9	第2	1	(4)	ア	メインゲートの駐輪スペースは何台分を想定されておりますでしょうか。また、駐輪スペースは屋根付きでしょうか、約500㎡の想定規模面積に駐輪スペースは含まれておりますでしょうか。	駐輪場は動物園専用として50台程度の確保をお願いします。なお、約500㎡の想定規模面積には含みません。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。	
60	各施設の基本性能	9	第2	1	(3)		各施設の基本性能(主要な性能)として「ユニバーサルデザインを満たす」とありますが、現況図(付属資料5_インフラ整備状況図)から現況高を確認したところシンボルプロムナードでの縦断勾配が10%を超えております。「国土交通省都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」より縦断勾配5%以下と記載されており、どのような手法でバリアフリー対応をお考えかご教示ください。	公園南端部から北端部間における平均断面は8.0%程度で収まると確認しております。ガイドラインにおける「やむを得ない」場合の8.0%を最大としつつ、バリアフリー対応となるように計画してください。	
61	工事の制約について	9	第2	1	(3)		工事車両の動線や出入口など、工事における制約がありましたらご教示ください。	周辺の住環境への配慮や、工事期間中の安全面への配慮等を踏まえ、最も適切な提案をしてください。動物園の運営動線（平面駐車場を含む）や公園利用者の動線に配慮した計画とする必要があります。なお、天城橋、中原橋を使用する場合は、補強が必要となります。	
62	登山研修所	10	第2	1	(4)	ア	登山研究所の想定規模面積欄に現施設の面積が記載されておりますが、現施設と同等規模での再整備という理解で宜しいでしょうか。	想定規模に基づき、現施設と同等の機能を確保する計画をお願いします。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。	

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
63	広場・園路等	10 14	第2	1	(4)	アイ		P10シンボルプロムナードは、駐車場より北側へは、シンボルプロムナードを經由して公園北側へ抜けると考えてよろしいですか。(P10シンボルプロムナードは「歩行者専用園路」と記載、P14立体駐車場のアクセスとして、「公園北側に抜ける駐車場アクセス園路」と記載があります。また「王子公園再整備基本計画【全体編】P16図では、歩行者、駐車場の経路として記載があります。)	シンボルプロムナードは公園を南北に貫く歩行者専用園路ですが、立体駐車場以北については、歩行者動線に加え、立体駐車場からの出庫車両の動線としても機能する想定です。
64	動物園ゾーン	11	第2	1	(4)	イ		「チケット読取りシステムは別事業による発注とし」とありますが、市が別途発注する業者が施工し、費用も本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	動物園ゾーン	11	第2	1	(4)	イ		「メインゲート北側には、別事業として物販・飲食施設が整備予定となっている」とありますが、市が別途発注する業者が施工し、費用も本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	動物園ゾーン	11	第2	1	(4)	イ		メインゲートにおいて「大屋根を設置する」等と記載がありますが、建築確認申請を必要とする規模の大屋根を設置するとの認識でしょうか。	来園者が入園待ちのスペースとして快適に過ごせる空間の確保を目的としています。提案内容に応じて必要な手続等の対応をお願いします。
67	動物園ゾーン	11	第2	1	(4)	イ		「ゲート付近は来園者への案内や利用マナー、動物の解説方法等に付いて、……」の記載がありますが、動物園ゾーンに含まれるデジタルサイネージや二次元バーコード等の施設施工はシステム構築の観点から市発注による別事業との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	動物園ゾーン	11	第2	1	(4)	イ		メインゲート北側に於ける別事業としての物販・飲食施設の整備範囲(面積など)をご指示ください。	入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。
69	動物園ゾーン	12	第2	1	(4)	イ		「システム等の設置については別事業として行う」とありますが、市が別途発注する業者が施工し、費用も本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
70	動物園ゾーン	12	第2	1	(4)	イ	「ゲートに併設して案内所、物販店舗を設置すること」とありますが、メインゲートの「物販・飲食施設」は別事業となっているので、北ゲートにおける「物販店舗」についても、別事業で、費用は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	北ゲートにおける物販店舗は本事業に含まれていません。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。	
71	動物園ゾーン	12	第2	1	(4)	イ	「緑の広場方面からの工事用・搬入用車両の進入路を設ける」とありますが、INとOUTを別々とした2箇所でしょうか。若しくはIN・OUTを共有し1か所でしょうか。	IN・OUTを共有し1か所で計画を考えております。	
72	動物園ゾーン	12	第2	1	(4)	イ	北ゲート「ゲートに併設して案内所……」の記載に付いて、動物園ゾーン内に設置の解釈でよろしいでしょうか。	動物園敷地のみでなく、一部シンボルプロムナード側の植栽帯の区域も使用する想定です。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。	
73	スポーツゾーン	12	第2	1	(4)	イ	スポーツゾーン_スタジアム_競技スペースに於ける「フィールドの舗装材は全天候型舗装とする」の記載に付いて全天候型舗装材の種類・グレードをご教授願います。	第3種公認競技場相当の仕様かつウレタン舗装を要求水準として求めることを想定しています。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。	
74	スポーツゾーン	12	第2	1	(4)	イ	スタジアム音響設備について、公園敷地境界で昼間の騒音レベル55dB以下との記載がありますが、この公園敷地境界とは、都市公園区画の境界を示すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
75	スポーツゾーン	12	第2	1	(4)	イ	公園敷地境界で昼間の騒音レベル55dB以下の基準について、発生音源としての対象は、スピーカー音量や観客歓声などを考慮した事業者側の提案という理解で宜しいでしょうか。それとも発生音源のdBを設定されますでしょうか。	入札公告時に、現施設の測定参考値をお示しします。当該値を参考に設定してください。	
76	立体駐車場	15	第2	1	(4)	イ	「電気自動車充電設備を複数設置すること」とありますが、具体的な設置数を明確化していただけないでしょうか。もしくは、複数ということ、2台以上設置すればよいとのことよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。	

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
77	立体駐車場	15	第2	1	(4)	イ		車の出庫口及び人の出入口は、西側のメインプロムナードで固定でしょうか。	現在そのように計画していますが、安全面等に配慮し、より良いプランがあればご提示ください。
78	立体駐車場	15	第2	1	(4)	イ		南棟に設置するトイレ、管理人室、一時保管倉庫の面積、設置階など条件は要求水準書にて指定される解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	立体駐車場	15	第2	1	(4)	イ		南棟の屋上にテニスコート2面を整備するとなっておりますがナイター設備無し、雨天時利用不可と解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	立体駐車場	15	第2	1	(4)	イ		入場ゲート、精算機、入出庫管理システム等の運営管理に必要な設備については別途となっておりますので今回は検討しなくてもよいという解釈で宜しいでしょうか。	立体駐車場の運営は本事業の業務範囲外となりますが、施設整備との関連性を鑑み、運用についても参考提案として求めることを検討しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
81	立体駐車場	15	第2	1	(4)	イ		バス待合所はどのようにお考えでしょうか。	バス降車スペースは立体駐車場内外問わず、必要と考えております。待機場は立体駐車場内と考えております。
82	その他	15	第2	1	(4)	イ		架け替え期間中の代替橋は必要でしょうか。また、架け替え位置は同位置で架け替えでしょうか。	同位置で考えております。代替橋は想定しておりませんが、2橋同時に河川の締切りは不可と考えております。
83	その他	15	第2	1	(4)	イ		架け替え後の道路幅員は、現況と同じ幅員でしょうか。	入札公告時にお示しします。
84	その他	15	第2	1	(4)	イ		既設橋梁の構造形式についてお教えいただけないでしょうか。特に基礎形式（直接基礎、杭基礎）についてお教えいただきたいです。	付属資料6 現況施設一覧及び施設図面をご参照ください。

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
85	その他	15	第2	1	(4)	イ	貴市の発注見通しから公園橋の架け替え検討業務が今年度予定されていることを確認できますが、本事業の対象となる橋梁についての架け替え検討になりますでしょうか。本事業の対象となる橋梁についての場合、業務概要を教えてくださいませんか。検討成果は頂戴出来るのでしょうか。また、貴市業務の検討成果とは異なる提案をした場合、どちらが優先されるのでしょうか。	河川管理者との事前協議に係る検討を予定しております。橋梁形式などの検討については、機能性、経済性を踏まえたうえで提案いただくこととなります。詳細の設計条件は、入札公告時にお示しします。	
86	その他	15	第2	1	(4)	イ	補修で延命化が図れる場合は、補修でも可と認めていただけないでしょうか。	原則架け替えと考えておりますが、補強とする場合は別途協議が必要となります。	
87	その他	15	第2	1	(4)	イ	「PCB塗装の・・・」に付いてPCB含有試験データの開示をお願い致します。	調査結果の報告書を入札公告時に提示します。	
88	その他	15	第2	1	(1)	イ	天城橋・中原橋の桁構造においてRC又はPC、鋼か現時点で神戸市様のお考えはあるのでしょうか。	特に設定はしておりません。通行可能な車両等に配慮の上、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料に基づき提案してください。	
89	その他	15	第2	1	(1)	イ	現況天城橋・中原橋両橋の横に水道管が併設されておりますが、本事業において水道管も橋梁同様整備するのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
90	その他	15	第2	1	(4)	イ	市道拡幅部分については、歩道空間も確保する理解になりますでしょうか。歩道空間も確保する場合、現況擁壁のセットバックが必要となる可能性が考えられますが、擁壁のセットバックは本事業の対象に含まれますでしょうか。また、電柱やバス停等の移設が必要と考えられますが、本事業の対象に含まれますでしょうか。	市道阪急沿線の拡幅予定地に残存する既存建物等の管理・解体は、別途大学事業者で実施する予定です。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。	
91	その他	15	第2	1	(4)	イ	阪急電鉄他、拡幅範囲の各地権者等の調整は完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	阪急沿線の拡幅範囲は市有地であり、拡幅範囲に関する調整は完了しております。	

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
92	業務内容	16	第3	1	(3)			<p>主な留意事項に「事業者が必要とする場合は追加の測量及び地質調査を行うこと」とありますが、必要な追加調査の費用は神戸市様でご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者にて実施いただくことを想定しています。</p>
93	業務内容	17	第3	2	(3)			<p>「整備期間中にも動物園の施設運営が行われる」とありますが、動物園のどのエリアがどのくらいの期間、もしくはいつまで運営が行われるのかは入札公告時に詳細情報が開示されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>動物園の閉園は想定しておりません。王子プール跡地及び動物とこどもの国周辺において、市発注の工事を予定しております。なお、期間については未定です。詳細スケジュールについては入札公告時にお示します。</p>
94	業務実施体制	17	第3	2	(2)			<p>「事業者は、建設業務について、意匠、構造、電気設備、機械設備、公園、道路等の専門別の主任技術者を配置すること」とありますが、何れも建設業許可業種の専門工事一覧に存在する名称ではありません。主任技術者としては、建設業の許可業種では各々の工事の許可業種が必要になるのでしょうか。記載された工事内容から特に判別が難しい以下についてご教示願います。また、一連の施設整備として請け負う場合、元請は建築一式及び土木一式の許可で施工できる工事内容と思料しますので、許可業種との関連性も含めてご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠、構造は、工事内容でいうと、建築工事業（建築一式）との認識でよろしいでしょうか。</li> <li>・道路「等」とありますが、等に含まれる工事（他に主任技術者が必要な工事）をご教示頂けますでしょうか。</li> </ul>	<p>建設業務の主任技術者の配置については、設計業務と同様に、意匠、構造、電気設備、機械設備、公園、道路の分野でそれぞれ主任技術者を設置してください。なお、意匠と構造、電気設備と機械設備、公園と道路の類似分野間での主任技術者が兼務することは可とします。当該分野に係る工事が網羅できるのであれば、許可業種を問いません。</p>
95	業務内容	18	第3	2	(3)			<p>施工に係る条件（スケジュールや施工順序、工事車両道路の指定等）があれば、具体にお示し頂けないでしょうか。</p>	<p>スケジュールや施工順序等の内容については、公園整備全体のスケジュールを考慮の上、もっとも効率的と考えられる内容を提案してください。詳細については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。</p>



事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
96	業務内容	18	第3	2	(3)			「工事中に騒音等により、飼育されている動物が予想外の挙動……」とありますが、工事中に於ける騒音・振動に於いて動物園独自の規制基準をご教授願います。	騒音・振動に関する動物園独自の規制基準は特に設けていませんが、最大限動物に配慮した施工方法をご提案ください。なお、市との工程の事前調整等については定期的に必要となる場合があります。
97	業務実施体制	19	第3	3	(2)			業務実施にあたり、公園担当技術者の配置が必須となっていますが、兼務表に記載がありません。公園担当技術者は必須ではない任意配置の分野（土木系）の監理を兼務しても問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	行政協議について							提案書提出までの期間において、本件の行政協議を行っても宜しいでしょうか。	提案書の作成にあたって必要となる関係協議等との協議については、入札参加者の判断において適切に実施してください。
99	開発事業の手續及び基準に関する条例について							本件は、都市公園内の公共工事となるため、開発許可の手續き等は免除されるとの理解で宜しいでしょうか。	都市計画法第29条第1項第3号に定める開発行為で、都市計画法施行令第21条第3号(都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物)に該当することから、開発行為の許可手續きは不要です。
100	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例							本件は、神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例に該当すると思われませんが、交通量調査や事前協議などは市の内部で調整された上での事業概要となっているという認識で宜しいでしょうか。	神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する部分については、事業者の提案を基に基本計画を提出する予定です。 なお、交通量調査や事前協議については、市で行う予定ですが、基本計画提出に必要なデータ整理や協議に必要な資料作成については、本業務の範囲内と考えています。
101	「王子公園再整備基本計画」 【全体編】 整備スケジュール(予定)	19	4	4.1				王子公園再整備基本計画の整備スケジュール(予定)について、「今後の詳細設計や工事請負契約後の施工計画、大学との協議等により変更が生じる場合があります」との記載がありますが、遵守しなければならない条件(例えばスケジュール表(予定)では、立体駐車場の整備が本事業範囲では先行して整備する必要があるなど)をお示し下さい。	一部施設については、施設の引渡し期限を設定することを検討しています。詳細については、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。

事業概要書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
102	「王子公園再整備基本計画」 【全体編】 概算事業費（予定）	19	4	4.2				王子公園再整備基本計画の概算事業費（予定）で示されている事業費は、税抜きか税込みをご教示ください。	基本計画の概算事業費（予定）は税込金額です。なお、概算事業費は、設計・施工一括発注対象外となる工事等が含まれていることをご留意ください。
103	「王子公園再整備基本計画」 【全体編】 整備スケジュール（予定）・概算事業費（予定）	19	4	4.1 4.2				王子公園再整備基本計画の整備スケジュール（予定）について、「今後の詳細設計や工事請負契約後の施工計画、大学との協議等により変更が生じる場合があります」との記載がありますが、大学との協議等による事業者側の要因でない変更に対する工事費増は市の負担との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

付属資料に関する質問への回答

No	対象資料	タイトル	質問	回答
104	付属資料 1	一括発注対象範囲ゾーニング図	大学及び動物園との用地境界をお示しただけでないでしょうか。	入札公告時に公表予定の付属資料 敷地の測量調査結果をご参照ください。
105	付属資料 1	一括発注対象範囲ゾーニング図	現況平面図、インフラ調査平面図のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	入札公告時にCADデータを提供します。
106	付属資料 1	一括発注対象範囲ゾーニング図	真北データをご提示いただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
107	付属資料 1	一括発注対象範囲ゾーニング図	付属資料 1 において、各エリアのゾーニングがありますが、例えば園地園路などのエリアとそれぞれのエリア（いずれもDB対象部分内）でゾーニングの境界を事業者側で調整することは可能でしょうか。	付属資料 1 一括発注対象範囲ゾーニング図の注釈にある通り、事業者提案による境界の調整については、協議により対応可能です。
108	付属資料 1 付属資料 2	一括発注対象範囲ゾーニング図 一括発注対象施設位置図	付属資料 1、2 において、設計・施工対象の施設、解体・撤去対象の施設の図がありますが、各エリアの境界がそれぞれの資料で不整合の部分がありそうです。各エリアの明確な境界を図示（可能であればCAD）いただけますでしょうか。	入札公告時に公表予定の付属資料 敷地の測量調査結果をご参照ください。
109	付属資料 2	一括発注対象施設位置図	11 獣舎（北園）解体について、実施者は「事業者」となっていますが、色は白抜きとなっています。本工事はDB事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	獣舎（北園）の解体は、本事業の事業範囲になります。付属資料 2 一括発注対象施設位置図を修正します。
110	付属資料 2	一括発注対象施設位置図	付属資料 2_旧ハンター住宅解体は本事業の対象外ですが、本事業のスポーツゾーンの整備エリアとなっております。解体後はどのような状態での引き渡しとなるかをご教示ください。	建物（基礎含む）を解体・撤去した状態での引き渡しとなります。 ※未整地の状態となります。
111	付属資料 2	一括発注対象施設位置図	事業概要書記載の園内通路（付属資料 2 No. 28）について、通路位置及び形状は決まっているものでしょうか。	付属資料 2 一括発注対象施設位置図P. 1記載の設計・施工対象の施設をご確認ください。なお、園内の通路については、図中記載内容を踏まえ、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。

付属資料に関する質問への回答

No	対象資料	タイトル	質問	回答
112	付属資料2	一括発注対象施設位置図	付属資料2 解体撤去する建物内の備品は、貴市にて移設頂き工事を開始する解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	付属資料2 付属資料3	一括発注対象施設位置図 王子公園内施設一覧表	付属資料2 施設一覧表にて解体・撤去対象の施設として30. 補助競技場がありますが、付属資料2 本事業対象外の施設図では一部対象外となっております。事業範囲となる境界をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
114	付属資料5	インフラ整備状況	「付属資料5 インフラ整備状況」において右肩に赤字で「この図面は、現在把握しているインフラを記載したものであり、公園内のインフラを網羅したものではありません」と記載がありますが別途試掘等が必要な場合、その費用は神戸市様でご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者側の負担とします。
115	付属資料5	インフラ整備状況	既存のインフラ施設（電気・ガス・上水道・雨水・汚水）はそのまま使える状態という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	付属資料5	インフラ整備状況	公園内全てを網羅したインフラの配置図を提供する予定はありますでしょうか。	市として把握している既存のインフラについては、付属資料5 インフラ整備状況にお示ししています。
117	付属資料5	インフラ整備状況	現況の図面に記載のないインフラ施設等があった場合、その対応に要した費用、リスク分担についての貴市のお考えをお示し頂きたい。事業者側の負担ではなく、市側の負担としていただきたく考えています。	市が公表した資料及び現地状況から合理的に予測できない地中障害物に関しては、市の負担となります。
118	付属資料5	インフラ整備状況	インフラ整備状況、インフラ整備計画において、新たに整備する各施設への電気供給の考え方についてご教示ください。（既存キュービクルの改造（どの施設に対してどこから持ってくるかを含む）を想定されているのか、新設を想定されているのかなど）	原則、各施設で単独引き込みとします。ただし、供給事業者と相談・協議の上、決定するものとします。なお、動物園エントランスについては、遊園地内に設置されている受変電設備より送電することを想定しています。

付属資料に関する質問への回答

No	対象資料	タイトル	質問	回答
119	付属資料5	インフラ整備状況	既存キュービクルを利用することを想定されている場合、既存キュービクルの情報をご提供いただけませんか。	入札公告時にお示しします。
120	付属資料5	インフラ整備状況	新スタジアムの管理運営が、体育館と同一であれば体育館棟のキュービクルを改造して新スタジアムに送ることも考えられるかと思います。別であれば新スタジアム付近の電柱より新設キュービクルまで引き込む可能性が生じます。水道引き込みも同様です。管理運営方針についてご教示いただけませんか。	原則、各施設で単独引き込みとします。ただし、供給事業者と相談・協議の上、決定するものとします。
121	付属資料8	敷地の地質調査結果	既存の地質調査がありましたら、お示し頂けないでしょうか。	敷地の地質調査結果については、入札公告時にお示しします。

実施方針に関する意見への回答

No	タイトル	記載箇所						意見	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
122	募集及び選定に係る想定スケジュール	10	第3	2				公告から提案書提出締め切りまでの期間を延ばして頂けないでしょうか。本事業においては、条件が極めて複雑なため、今確保いただいている提案書作成期間では非常に短いと考えています。	ご意見として承ります。
123	入札提出書類（提案書）の提出	12	第3	3	(7)		⑬	提案図面及び提案書の枚数に制限を設け最小限に留める等、提案に要する労力やコストの軽減を検討頂きたい。	ご意見を踏まえ、今後検討します。詳細は、入札公告時に様式集としてお示しします。
124	建築設計に当たる者	16	第4	2	(2)	ア	④	「屋外体育施設」のみに限定されておりますが、「体育施設（屋外又は屋内）」として頂きたいと思っております。	「屋外体育施設」を必須の要件とします。
125	建設業務に当たる者	17	第4	2	(3)		⑦	都市公園法施行令に規定される公園に限定すると、そもそも絶対件数が多いのではないかと考えます。同法施行令の規定公園の前提を削除頂けませんでしょうか。また、スタジアムやグラウンド等の一般スポーツ施設や宅地造成等の実績も可として頂けませんでしょうか。	公園の実績については園地整備に当たる者についての要件として設定しています。スタジアム等の建設に当たる者については別に要件を設定しています。本事業のなかで園地整備は重要な要素であると考えており、類似の実績として公園の実績は必要であると考えています。ただし、実績については質問のNo.31の回答にあるとおり、部分的でも可とします。
126	不可抗力リスク	24	別1				※1	リスク分担に関する別表について「■共通リスク」「不可抗力リスク」の「※1」（注釈）において「被害を最小限にとどめる経済的動機付け」のために「事業者もリスクを負担する」とあります。これらは、事業者の建設工事に係る保険等でも補填されない可能性があり、事業者の負担を免除頂きたいと思っております。	ご意見として承ります。

実施方針に関する意見への回答

No	タイトル	記載箇所						意見	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
127	動物への影響等 リスク	25	別1				※3	<p>「事業者による過失や事故により、動物の怪我や死亡が生じた場合について、発生した事象・状況により動物の怪我や死亡との因果関係が明確でない場合は、個別に協議を行う。」とありますが、因果関係が明確でない場合に事業者がリスクを負担する可能性がある</p> <p>と、事業者が当該リスク対応のための予備費等を計上することになり、結果、事業費が高くなることが懸念されます。動物の管理が事業範囲でない以上、事業者でコントロールができないため、発生した事象との因果関係が明確である場合以外は、市がリスクを負担することとしていただきたい。</p>	<p>ここにいう「因果関係が明確でない場合」とは、動物の怪我や死亡に対して、事業者側に全く帰責性がない場合が含まれるわけではなく、事業者による過失や事故により、動物の怪我や死亡が生じており、事業者の行為と動物の怪我や死亡の結果との間に因果関係が認められることを前提として、事業者以外の行為等も動物の怪我や死亡の結果との間に因果関係が認められるような場合を想定しています。</p> <p>このような場合においては、動物の怪我や死亡の結果が事業者のみの責務と言い切れないなど、個別の事情を踏まえた事象ごとの判断となることが想定されるため、責務割合については、個別協議事項になると考えております。</p> <p>そのため、上述のとおり、動物の怪我や死亡の結果が事業者による過失や事故に起因するものでない場合まで、事業者が責任を負担することはありません。</p>
128	実施方針							<p>公告までに、関連市民団体、関連競技団体、地域住民、近隣住民に対して、事業内容の同意を得て頂けますようお願いいたします。</p> <p>また、地域住民、近隣住民に対して、建設工事期間中の工事用車両の通行等についても、併せて理解を得て頂けますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

事業概要書に関する意見への回答

No	タイトル	記載箇所						意見	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
129	本書の位置づけ	3	第1	1				本DB事業の対象地域における測量調査図と地質調査図は公告時にお示し頂ける旨が示されていますが、準備が出来次第直ちに、示していただくことを希望します。	測量調査図および地質調査図については、入札公告時にお示しします。
130	動物園ゾーン	11	第2	1	(4)	イ		「ゲート付近は来園者への案内や利用マナー、動物の解説方法等に付いて、……」の記載がありますが、動物園ゾーンに含まれるデジタルサイネージや二次元バーコード等の施設施工は市発注により事業者施工から除外願いたい。	設置機器については、神戸市による別発注業務の予定です。本事業では、空間の確保並びに意匠や使い方等の提案をお願いします。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。
131	天城橋・中原橋	15	第2	1	(4)	イ		天城橋・中原橋のPCB塗装撤去に関しては、調査無しに見積作業等を行うことが困難であるため、コストについては実施数量精算とし、工程影響は別途協議とする等、PCB処理の責めを事業者には負わせない契約として頂けませんでしょうか。	調査結果の報告書を、入札公告時にお示しします。
132	業務実施体制	16	第3	1	(2)			今後の公告時資料において、設計の実施体制に係る表記されている各配置担当者に実績要件を付加することは控えて頂きたくお願い申し上げます。 (今回公表資料では、配置担当者を実施方針P.16に記載の実績要件を求める表記がありませんでした。よって、本実施方針等の資料を前提として今後体制検討しますが、7/31公告時に担当者に対して実績要件が付加された場合は体制の再検討が発生し、参加可否に関わってきます)	現時点で、各業務の配置担当者に実績要件は求めないことを予定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
133	業務実施体制	19	第3	3	(2)			今後の公告時資料において、工事監理の実施体制に表記されている各配置担当者に実績要件を付加することは控えて頂きますようお願い申し上げます。 (今回公表資料では、配置担当者を実施方針P.18に記載の実績要件を求める表記にはなっていないものと認識しております。ただ、7/31公告時に改めて担当者に対して実績要件が付加される場合、参加可否に大きく影響します)	現時点で、各業務の配置担当者に実績要件は求めないことを予定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。



事業概要書に関する意見への回答

No	タイトル	記載箇所						意見	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
134	業務実施体制	19	第3	3	(2)			工事監理業務（建築、土木とも）の形態（常駐、非常駐）は、事業者提案によるものとして頂きたいと思えます。	ご意見を踏まえ、今後検討します。詳細は、入札公告時に公表予定の要求水準書等の資料をご参照ください。
135	基本計画資料の提供							基本計画完了時の計画図面、仕様・数量書、工事ステップや各工事の工期、予算書等の納品資料をご提供頂けませんでしょうか。	基本計画における検討内容については、参考資料として一部を入札公告時にお示しします。
136	総事業費について							今回実施方針等では総事業費に対する表記がございませんでしたが、事業費や事業対象範囲の設定に際しては現在の経済情勢、実勢価格を鑑みた上での価格・対象範囲を設定して頂きたい、お願い申し上げます。 （例えば、今回実施方針等の事業概要書では「動物園ゾーン」の一部が事業対象に含まれており、加えて2024年3月付で貴市ホームページから公表された「王子公園再整備基本計画（以下、基本計画）」では言及のない「天城橋・中原橋の架けかえ」が事業対象に含まれております。これらの整備費分を加味、又は対象範囲から除外した上で現在の実勢に基づく価格設定がなされない場合、参加が非常に困難になります）	ご意見として承ります。